

1. 活動の目的

ビルマ（以下「ミャンマー」という。）において長期間継続した軍事政権下において、人権・民主主義・法の支配に関する言論が統制されていたため、人権・民主主義・法の支配に関する教育が実施されてこなかった。ミャンマーは135以上の民族で構成される多民族国家であるが、軍事政権下においては民族同士の内戦が継続し、軍事政権により少数民族の人々に対する弾圧・人権侵害が横行していた。少数民族の人々は、ビルマ族の人々と比較すると、教育を受ける機会が十分に与えられず、権利を制限され強制労働を課せられ、経済的に搾取される等迫害の対象とされてきた。

軍事政権下では、言論の自由が統制されて来ており、1988年、2005年、2007年と民主化を求める市民の動きが軍事政権により弾圧をされてきた。こうした状況下において、少数民族の中には、迫害や攻撃に対しては武力をもって対応する文化がつけられ、民族同士の融和が困難な状況にある。また、一般の人々は、自分が生まれながら有している権利にどのような権利があるか、権利が侵害された際にはどのような対応をすべきかについて正確な知識が不足している状況にある。ヤンゴンやマンダレーで活動する弁護士の中でも、権利は政権の意向により制限されるものと考えられるもの、法律による制約を受ける者であるとの考えが根付いており、国際人権基準に関する知識が不足している。

ミャンマーにおいては、2011年4月の民政移管以後少しずつ民主化が進んではいるが、カレン、チン、モン州を始めとする少数民族地域においては戦闘が勃発したり、人権活動家の逮捕、財産の恣意的没収・搾取等の人権侵害を受けたことが報告されている。今後のミャンマーが真に民主化するか否かは、法の支配が行き渡ること、表現の自由を初めとする人権が広く保障される社会となること、民族同士の融和、他者の人権を尊重し武力ではなく平和的な解決が重要であること、民族が異なっても人権享有主体であることをミャンマーの人々が当然のこととして理解することが極めて重要である。人権・民主主義・法の支配に関する知識を得、それを実生活において実践することこそがミャンマーの民主化を確固たるものとするといえる。

本教育プロジェクトの目的は、ミャンマーの次世代を担う弁護士学生・NGO関係者・ジャーナリスト・コミュニティリーダーとなろうとする少数民族青年たちに対し、人権保障、民主主義、立憲主義や紛争の平和的解決と平和原則等について教育トレーニングを提供することにより、ミャンマーの次世代を担う若者を育成することにある。

トレーニングを通じて、ミャンマーの次世代を担う若者が、人権意識と民主主義・平和に関する理解を深め、他民族・他宗教への理解を醸成する。修了者は日々の活動において本プログラムで学んだことを実践に生かす、地方からの受講生については、本プロジェクトで学んだことを地元に戻り周囲に同様の教育活動を行うことが期待され、これを通じて地域の人々のエンパワーメントを目指すとともに、次世代のミャンマーの民主主義・平

和の担い手を育成する。

2. 研究活動の内容と方法

当初当団体は2009年4月～2013年3月までタイビルマ国境地帯のタイ側の町メーソットにおいて運営をしていた人権教育を行う学校「ピースローアカデミー」（以下「PLA」という。）におけるトレーニング・コースの実施を予定していた。

しかし、民主化の進展に伴い、国境で活動する団体の多くが国内に戻るなか、カウンターパートナーであったビルマ・ローヤーズ・カウンシルにおいて、人的物的な資源が減少し、責任ある質の高い人権教育活動と学校運営体制を確立することが困難となった。

当団体としては、現地にスタッフを派遣して準備状況をモニタリングしたり、カウンターパートナーとの間でトレーニング実施に向けた調整を進めてきたが最終的に困難と判断した。

他方、当団体では本プロジェクトの一環として、ミャンマー国内への視察、ネットワーク構築等を進めるなかで、ミャンマー国内において既に人権教育活動が可能となり、かつニーズが高いことが判明し、ヤンゴン弁護士会との間で人権教育トレーニングの話が進み、2014年2月、5月とセミナーを実施し、7月以降は、HRNメンバーを数か月常駐させて本格的な人権教育活動をヤンゴンで進めることとなった。

そこで、今年度の活動の内容は、以下の内容により行った。

- 1) ミャンマー国内における関係構築とニーズ調査
- 2) ミャンマーにおける人権教育の実施
- 3) PLA卒業生支援を通じた、ミャンマー国内全域での人権教育の支援

3. 活動の実施経過

(1) ニーズ調査・関係構築

2013年8月上旬から中旬にかけ、当団体の副理事長、事務局長及びビルマプロジェクトメンバーが、ヤンゴン・マンダレーを訪問した（渡航費・滞在費等の活動費用については参加者が自ら負担）。訪問の目的は、ミャンマー国内において教育プロジェクトを実施する際の現地協力団体を探すこと及びミャンマー国内において人権・民主主義に関する教育を行うに際しての危険性を評価するための事前調査であった。また、この訪問においては当団体が2009年4月～2013年3月までタイビルマ国境地帯のタイ側の町メーソットにおいて運営をしていた人権教育を行う学校「ピースローアカデミー」（以下「PLA」という。）のカウンターパートナーであったビルマ・ローヤーズ・カウンシルのティン・ウー氏とも面談をし、今後のPLAの運営についての意見交換も行った。

ミャンマー国内における人権教育活動の実施の可否政治情勢の分析を行うため、ヤンゴン弁護士会、マンダレー弁護士会、国家人権委員会、現地のNGO団体、JICA事務所、在ミャンマー日本大使館、在ミャンマーアメリカ大使館、UNHCR事務所、UNDP事務所、NGO団体（女性の権利擁護を行っている団体、ゲイの人権擁護活動を行っている団体、法律扶助を行っている弁護士団体）、NLD事務所、イラワジー事務所等を訪

間し、各団体と意見交換を行った。また、PLA卒業生等とヤンゴン市内において面談をおこなった。各団体からは、ミャンマー国内におけるPLAで行っていたのと同様の人権教育活動が可能か否か、ミャンマー政府の人権教育に対する考え方や国内におけるNGO活動状況等に関する情報収集を行った。またヤンゴン弁護士会、マンドレー弁護士会、NGO団体とは、ミャンマーにおける教育支援活動の際の協力体制構築の可能性及び今後の協力関係の可否について議論した。

(2) 計画変更

上記のミャンマー国内への視察、ネットワーク構築等を進めるなかで、ミャンマー国内において既に人権教育活動が可能となり、かつニーズが高いことが判明し、他方で、PLAにおいて残念ながら質の高い教育を継続するキャパシティに欠けることが確認された。

ヤンゴン弁護士会との間で、同弁護士会と当団体のパートナーシップにより、弁護士、学生、NGO関係者、ジャーナリスト等を対象とする人権教育トレーニングを実施する話し合いが進んだ。

海外に逃れていた人々がミャンマー国内に戻りつつあること、今後はミャンマー国内においてこれまで十分な人権教育を受ける機会がなかったミャンマー国内に居住する若者に対する人権教育活動が重要であることを考慮し、今年度の事業はミャンマー国内で実施することを決定した。

(3) PLA卒業生支援

他方、PLA卒業生からは、外国人が立入を制限されている少数民族地域における人権・法の支配・民主主義教育が重要だとの要請があったものの、人権教育活動を実施するための資金やノウハウが不足している、との訴えがあった。

そこで、PLA卒業生が一堂に会する会合を2013年10月15日、16日にヤンゴン市内で行うこと、ビルマプロジェクトのメンバー一名を同会合に派遣することを決定した。

2013年9月、卒業生とメールやスカイプを通じて連絡を取り、卒業生の会合を2013年10月15日、16日にヤンゴン市内で行うこととした。その準備のため、2013年10月10日から10日間に亘りメンバー一名をヤンゴン及びメーソットへ派遣し、2日間に亘る上記会議に出席させた。

日本に残ったメンバーもスカイプを通じて卒業生の会設立会議に出席し会の活動内容について卒業生達と議論した。

PLAの卒業生は上記会合における議論の結果、卒業生相互のネットワーク組織を起ち上げ、約80名にのぼる卒業生らが、少数民族地域も含むミャンマー全土において、人権・法の支配・民主主義教育を担う活動を行うため、連携していくことが確認され、当団体としてもこれを支援していくこととした。

卒業生らは、カレン州・モン州等の少数民族地域において、地域での人権教育活動を実施している。

(4) ヤンゴン弁護士会との連携による人権教育の開始

2014年2月17日～20日の4日間に亘り、ミャンマーの弁護士を対象とし世界人権宣言と国連における人権保障メカニズムに関する集中講

義を実施した。

ミャンマーには国の弁護士会のようなものではなく、軍政の許可のない団体は非合法とされていたため、多くの地域の弁護士の集まりも非合法という状態に置かれてきた。しかし、ヤンゴンには「弁護士会」という組織があり、ヤンゴンを超えて全国 3000 人程の弁護士が加入している。民主化の進展を受け、今後は旺盛に活動を進めていく予定だという。ヒューマンライツ・ナウはこうした状況を受け、現地で人権擁護活動を担っていくことになる弁護士の活躍に貢献できるよう、研修を開始することになった。

2014 年 2 月、ヤンゴン弁護士会の若手女性弁護士のイニシアティブで研修がスタート。ヒューマンライツ・ナウの伊藤事務局長がヤンゴン弁護士会で世界人権宣言に関する 4 日間の連続セミナーを実施、100 人もの弁護士が参加、弁護士会として初めて「世界人権宣言」を学ぶ機会となった。

25 年にわたる軍事独裁政権の下、そもそも人権について語ることで許されず、人権に関するセミナーを開催すれば逮捕・処罰される危険があったことを考えると大変感慨深い、歴史的なことである。4 日間のセミナーでは、

「国際的にはどのような人権が保障されているのか」

「それぞれの権利はどのような内容なのか」

「政府はどんな責任を負うのか」

「人権制約はどこまで可能か、どういう場合に許されないのか」

などの基本的なことを講義し、ディスカッションしました。

多くの弁護士たちは、こうした事柄を、正確に理解できないまま、それでも日常的に続く深刻な人権侵害に立ち向かってきたことが判明した。

各地で起きている不当な人権侵害について、具体例をあげながら質問する弁護士・市民に対し、セミナーでは、一つ一つの事件や問題が、どの条文に違反し、なぜ人権侵害と言えるのか、どのような救済方法があるか等を丁寧に説明した。

(5) 2014 年 5 月の人権教育

ヒューマンライツ・ナウでは、2014 年 5 月にも再びヤンゴンで弁護士会主催の、弁護士・市民を対象とするセミナーを開催し、「世界人権宣言」「自由権規約」などを学ぶ機会を提供した。

5 月 26 日から 30 日までの 5 日間、自由権規約を中心に、2 月のセミナーの復習とさらに進んだ内容を教えるセミナーとなった。

また、5 月 31 日および 6 月 1 日、女性団体 (Phan Tee Eain) 主催の「リーダーシップ・セミナー」で、市民や政党関係者を対象に、「世界人権宣言」「女性差別撤廃条約」などに関するセミナーを開催し、こちらも大変盛況であった。ここでは、自由権だけでなく、社会保障や住居、健康、労働等の社会権についても重点的に時間を割いた。

「リーダーシップ・セミナー」には、主要政党の法律担当や政策担当がほぼ顔をそろえ、40 人近くが 2 日間の集中講義を熱心に受講した。講義では多くの質問が出され、世界人権宣言とミャンマーの現状のギャップが様々な場面で指摘された。

政党関係者は、自国政府はだめである、という発想になりがちであるが、政党関係者こそが国際人権法を学び、現状を国際的な人権水準に近づけて

いく主要なアクターである。そこで、ここでも講師を務めた伊藤事務局長が、「あなたたちこそが、世界人権宣言に沿った政策を法案として提案する権限をもっている。あなたたちが解決の当事者だ」と呼びかけ、今後の政策形成や立法提案のなかで、国際的に確立された人権保障をきちんと実現してほしい、と訴えた。

(6) 人材派遣

2014年7月より、米国人弁護士であり、ヒューマンライツ・ナウのリサーチャーである Cade Mosey 氏をヤンゴンに派遣し、ヤンゴンの若い世代でつくる N G O 団体 Pandita と協力し、ヤンゴンを中心に若者や Pandita をはじめとした N G O 関係者に対する人権基礎トレーニングを実施した。

4. 活動の成果

ミャンマーの弁護士はこれまで国際人権法を学んだことがない人たちが殆どで、世界人権宣言、国連における人権保障システム、人権条約の国内における活用法についての知識がなかった。

講義は、世界人権宣言についての学習から始まったが、参加者は皆意欲的に学習し、積極的に質問をしていた。参加者は英語を話すことが難しいことから、講義はビルマ語と英語の通訳を利用して行われたが、世界人権宣言の内容については、理解を深めたと言える。また、自由権規約や国連における人権保障システムについても、ガイダンス的な講義を行い、今後どのようにして自分達で知識を深めて行くのかについての指標を示した。N G O 団体に向けた講義では、彼等の日々の活動において国際人権条約をどのように活用することが出来るかについての講義を行った。弁護士達と比較すると、国際人権保障システムについての基礎的な知識を有していたと考えられる。また、実践においてどのようにして国際人権条約を活用するかについて、熱心な議論がなされており、彼らのエンパワーメントに資することができたといえる。

さらに、政党関係者に対する講義は、人権に基礎を置いた政策を実現するために大変重要であり、大きな成果があった。今後も継続していきたい。

5. 今後の課題

今後もミャンマー国内において、法律家・N G O 団体・学生・若者・政党関係者・ジャーナリストらを対象とした同種の人権教育活動を継続し、ミャンマー国内において法の支配が行き渡り、人権が保障されることに貢献しつづける予定である。

ヤンゴン弁護士会における教育支援活動は、基本的な人権条約（自由権規約、社会権規約、拷問禁止条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約）についての基礎及び活用を学んでもらう予定である。これとあわせ、日本において過去に経験した社会問題と人権の関係、それを社会がどう乗り越え、弁護士は訴訟その他でどんな役割を果たしたか、についても、併せて教えていく予定である。

また、今後は、ヤンゴン弁護士会に限らず、出来る限り広範な人々を対象として、同様の教育支援活動を実施する予定である。

草の根、コミュニティ・レベルにおける人権意識の醸成により、人権侵害

が発生しにくい環境、人権侵害が発生しても被害回復や正義の実現、再発防止が図りうる社会の構築、被害が発生した際に人権擁護活動を担当できる弁護士育成・被害者をサポートする人権活動家やNGOの育成のために、今後も2ヶ月に一度の人権教育セミナーを実施し、ミャンマーの人々のエンパワーメントを進めていきたいと考えている(ちなみに8月には、3名の講師を派遣し、さらに、Mosley氏により講義・トレーニングを継続した)。

また、PLA卒業生らの団体に対し、人権教育を行う際の教材を提供し、外国人が赴くことができない少数民族地域における人権教育を早急に開始するよう準備を進める予定である。今後は少数民族地域において日本人講師を派遣し、ヤンゴンにおいて実施したのと同様の人権教育活動を行えないか否かについて、ミャンマー国内の情勢分析、PLA卒業生らと意見交換、現地NGO団体との協力関係構築の有無も探りながら、検討していく予定である。今後の活動も以下の方針に基づく予定である。

①民主主義・人権等の教育を受けた若い世代の人材育成を進めることを通じて、ミャンマーにおいてアウンサンスーチー氏一人に頼らない、たくさんの若いリーダーによって支えられる民主主義社会が構築されるよう若者を育成する。

②人権・法の支配、法律に関する教育の充実により、ミャンマーの若手弁護士が、社会制度・司法制度・法制度の改革の担い手となるようにする。また司法の独立を実現し、人権・民主主義に適するように法制度を改正し、社会制度を変革することが可能となるような法律家を育成する。

- ・少数民族地域でとりわけ劣悪な教育の実情を変化させる契機を提供する。
- ・PLAの卒業生たちがコミュニティにおいて、文化・宗教・民族を異にする民族どうしの理解を助け、多文化・多宗教・多民族が平和的に共存できる社会の礎を築く活動をサポートする。

以 上